

坂井市ブランディング推進業務仕様書

1 業務名

坂井市ブランディング推進業務

2 業務の目的

本業務は、坂井市が有する「強み(ブランド)」を独自の価値として他市と差別化し、坂井市民および関係人口における坂井市に関わろうという意欲を高めることを目的とする。

3 委託期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

4 スケジュール

内 容	日 時
第1回ワークショップ	令和5年5月上旬
第1回フィールドワーク	令和5年5月下旬
第2回フィールドワーク	令和5年6月上旬
第3回フィールドワーク	令和5年6月下旬
第2回ワークショップ	令和5年7月上旬
第3回ワークショップ	令和5年8月上旬
第4回ワークショップ	令和5年9月上旬
第5回ワークショップ	令和5年10月上旬
第6回ワークショップ	令和5年11月上旬
着ぐるみ及び販促物の制作	令和5年12月～令和6年2月
成果品の発表	令和6年3月

※各回の参加者は最大30名を想定。10代～30代の割合が全体の7割以上の構成となるように募集すること。各地区（三国・丸岡・春江・坂井）にかたよりにないように募集すること。第1回ワークショップの開催までに分母となる30名の参加者を募集し、その中から各回の参加者を募集するものとする。なお、分母となる参加者を都度追加することは可能とする。

※ワークショップは各回2～3時間程度、フィールドワークは各回9時～17時の開催を予定している。

※各回の内容については委託者およびワークショップファシリテーターとの協議の上、ワークショップの進捗を勘案してその都度決定するものとする。

5 業務の内容

受託者は、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) ブランドメッセージ・ロゴ制作
- (2) キャラクター制作コンサルティング
- (3) キャラクターデザイン
- (4) キャラクター着ぐるみ制作
- (5) 販促物制作（ブランド・キャラクター）
- (6) 事務局業務

6 業務の詳細

- (1) ブランドメッセージ・ロゴ制作
 - i ワークショップの内容を踏まえ、ブランドメッセージおよびロゴの制作を行うものとする。
 - ii ブランドメッセージのコピーライターおよびブランドロゴのデザイナーについて、福井県内に拠点をおく者を起用するものとする。
 - iii ブランドメッセージのコピーライターおよびブランドロゴのデザイナーが、計6回実施するワークショップの大半に参加できるよう事前の調整を行うものとする。ただし、委託者が不参加を容認した回については、不参加を認めるものとする。
- (2) キャラクター制作コンサルティング
 - i 市民に愛され、全国的に人気が出るキャラクターになるように制作や制作後の運営に関するコンサルティングを行うものとする。
 - ii キャラクターを広く市民に周知するための運用のコンサルティングを行うものとする。
- (3) キャラクターデザイン
 - i キャラクターのデザイナーを手配するものとする。なお、キャラクターデザインはブランドメッセージおよびロゴのストーリーとの親和性が高いものとする。
 - ii キャラクターのデザイナーが、計6回実施するワークショップの大半に参加できるよう事前の調整を行うものとする。ただし、委託者が不参加を容認した回については、不参加を認めるものとする。（オンラインによる参加については可とする。）
- (4) キャラクター着ぐるみ制作
着ぐるみ制作会社にデザインを忠実に再現した着ぐるみを発注するものとする。
- (5) 販促物制作（ブランド・キャラクター）
 - i ブランドを周知することを目的とした販促物およびキャラクターの販促物を提案し、販促物制作会社に発注するものとする。
 - ii 販促物の内容、デザイン、必要数については委託者に事前確認のうえ決定するものとする。
- (6) 事務局業務
 - i ワークショップ会場の予約や参加者募集フォームの作成などのワークショップ開

- 催に関する事前準備を行うものとする。
- ii ワークショップ等の参加者の募集および各種事務連絡を行うものとする。
 - iii ワークショップ等に必要となる備品の手配を行うものとする。
 - iv ワークショップ等の参加者のアンケートの集計を行うものとする。
 - v ワークショップ等の開催ごとに実施報告書を作成し、実施後速やかに委託者に提出するものとする。
 - vi ブランドメッセージ、ロゴ、キャラクター、キャラクター着ぐるみ、各種販促物等、本業務に基づき発注するものについては、その内容について発注前に委託者の承認を得るものとする。
 - vii 会場使用料、ワークショップファシリテーター謝礼金、ブランドメッセージおよびロゴのデザイン費、キャラクターデザイン料、キャラクター着ぐるみ制作料、販促物制作料、事務局業務における経費など、本業務の仕様に基づき発生した費用について、委託料の中から各発注先に支払うものとする。なお、各金額については委託者と事前協議し委託者の合意のもと発注を行うものとする。

7 秘密の厳守

受託者は、本業務の履行中に知り得た秘密情報（委託者が秘密と指定する全ての情報）および秘密資料（秘密情報に関する資料）（以下、「秘密情報等」という。）に関し、次に掲げる事項を遵守し適正に取り扱わなくてはならない。

- (1) 坂井市個人情報保護条例の遵守
- (2) 目的外利用および外部提供の禁止

受託者は、秘密情報等を自社内限りで、本業務の実行においてのみ使用できるものとする。秘密情報等は厳重に管理し、委託者における事前の書面による承諾なしには、これらの秘密情報等の全部または一部を第三者に開示できない。

- (3) 複写および複製の禁止

受託者は、秘密情報等を委託者の文書による承諾なしに複写および複製してはならない。

- (4) 事故報告義務等

受託者は、本業務の履行において取り扱う秘密情報等に関し、漏洩、紛失、改ざん等の事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、その状況を委託者に報告し、その指示に従うものとする。

8 著作権

本業務の仕様に基づき発生する成果品の著作権は、委託者が保有するものとする。

9 その他

- (1) 業務履行に際して必要な消耗品、印刷費その他必要なものは全て契約金額に

含むものとする。

- (2) 本業務の全部を第三者に請け負わせてはならない。
- (3) 本業務の一部を第三者に再委託する場合、事前に委託者の承認を得るものとする。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。